

令和8年6月定例月議会

令和8年6月23日

健康福祉常任委員会

資料

報告事項

案件名	所管課	ページ
新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について	健康推進課 防災危機管理課	2
第10期ゴールドプランながはま21（長浜市高齢者保健福祉計画及び長浜市介護保険事業計画）の策定について（経過報告）	長寿推進課 介護保険課	5
長浜市高齢者福祉施設個別施設計画のパブリックコメントの実施について	長寿推進課	11

健康福祉部

所管委員会	健康福祉常任委員会
所管課	健康推進課 防災危機管理課

新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

1. 改定の趣旨

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型コロナウイルス感染症の対応で明らかになった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザをはじめ、市民の生活や健康に重大な影響を及ぼす恐れのある感染症を想定し、平時の準備や発生時の対応を示す基本指針として「長浜市新型インフルエンザ等対策行動計画」を改定します。

2. これまでの経過

【着手報告】

令和7年7月17日 総務教育常任委員会及び健康福祉常任委員会
 令和7年7月28日 新型インフルエンザ等対策推進会議（第1回）

【中間報告】

令和7年11月26日 新型インフルエンザ等対策推進会議幹事会（第1回）
 令和7年12月18日 新型インフルエンザ等対策推進会議（第2回）
 令和7年12月～1月 全庁意見照会、医師会等外部機関意見照会
 令和8年1月15日 総務教育常任委員会及び健康福祉常任委員会

【パブコメ前報告】

令和8年2月26日 新型インフルエンザ等対策推進会議幹事会（第2回）
 新型インフルエンザ等対策推進会議（第3回）
 令和8年3月23日 健康福祉常任委員会
 パブリックコメントの実施

【最終案報告】

令和8年5月29日 新型インフルエンザ等対策推進会議幹事会（第3回）
 新型インフルエンザ等対策推進会議（第4回）

3. パブリックコメント概要

(1) 実施期間 令和8年3月23日～4月22日
 (2) 意見件数 2件（2人）
 (3) 主な意見と市の見解 別紙1のとおり
 (4) 計画素案変更箇所 なし

4. 長浜市新型インフルエンザ等対策行動計画概要版 別紙2のとおり

長浜市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）パブリックコメント実施結果

- ・ 対象計画 長浜市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）
- ・ 実施期間 令和8年3月23日から令和8年4月22日（31日間）
- ・ 意見提出者 2件 2人
- ・ 意見概要及び意見に対する市の見解 以下のとおり

連番	意見概要	意見に対する市の見解
1	フルミスト（経鼻弱毒生インフルエンザワクチン）の接種費補助をお願いします。 子どもがインフルエンザに感染すると、家族にうつし、家族も休業、収入に影響します。フルミストは高額なので、高齢者と同様に補助していただきたいです。	本計画は、第1部第2章「行動計画の対象となる感染症」に規定するとおり、新型インフルエンザ等感染症及びこれに類する感染症への備えを定めたものであり、季節性インフルエンザは対象外としております。 なお、ご指摘の経鼻弱毒生インフルエンザワクチン予防接種につきましては、国において任意接種と位置付けられており公費助成の対象外としております。そのため、現時点では市として助成の対象とすることは難しいですが、今後も国の動向を注視してまいりますのでご理解いただきますようよろしくお願いいたします。
2	コロナとインフルエンザの感染症予防のためマスク着用を心掛けています。 感染しても軽症で済むようにインフルエンザの予防接種をしました。ワクチンを体内に入れると感染しても小影響で済みます。	ご意見のとおりマスクの着用等の基本的な感染対策は、非常に重要です。本計画でも、「平時の備え」を重視しており、第2部第1章第2節において「新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等呼吸器感染症に対する対策が基本となる。」と記載しております。心掛けていただいているようにお一人おひとりの取り組みがとても大切です。今後も感染症予防にご協力くださいませうようよろしくお願いいたします。

長浜市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要 別紙 2

「新型インフルエンザ等対策行動計画」は、新型インフルエンザ等感染症が発生した場合に備え平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示したものである。新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、令和6年7月に政府行動計画が約10年ぶりに抜本的に改定され、これを受け、令和7年7月に滋賀県行動計画が改定された。本市においても、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条に基づき、平成27年4月に策定した「長浜市新型インフルエンザ等対策行動計画」を改定する。今後は概ね6年ごとに政府行動計画の改定が検討されることを踏まえ、市行動計画についても、国・県行動計画の改定に準じ、必要に応じて見直しを行う。

1. 市行動計画の目的

- ①感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命および健康を保護する。
 - ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくし、医療提供体制への負荷を軽減するとともに、患者数等が医療提供体制の能力を超えないようにし、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
 - ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- ②市民生活および地域経済に及ぼす影響が最小限となるようにする。
 - ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替を円滑に実施し、市民生活及び市民経済の安定を確保する。
 - ・地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
 - ・事業継続計画等により、医療提供業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

※赤字が前回計画からの追加項目

2. 対象感染症

- ①新型インフルエンザ等感染症
- ②新感染症
- ③**指定感染症**(既知の感染症であって、まん延により、国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれのあるもの)

3. 改定のポイント

- (1)平時の準備の充実
 - ・国、県と連携したDXの推進、連携体制の確認、訓練の実施
 - ・人材育成
- (2)対策項目の拡充や柔軟かつ機動的な対策の切替え
 - ・対策項目の拡充(6項目→7項目)
 - ・対策段階を3区分に再設定し、複数の感染の波が生じることを想定し、柔軟かつ機動的な対策の切替えを可能とする
- (3)情報発信の強化・リスクコミュニケーションの実施
 - ・偏見、差別等の防止や偽・誤情報対策を含め、住民に対するきめ細やかな対応(市にコールセンターの設置)

4. 市行動計画の構成

- 【第1部 はじめに】**
- 第1章 感染症危機を取り巻く状況
 - 第2章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定
 - 第3章 長浜市新型インフルエンザ等対策行動計画の作成
 - 第4章 市行動計画改定の目的
 - 第5章 市行動計画改定の概要

- 【第2部 総論】**
- 第1章 新型インフルエンザ等対策の基本方針
 - 第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略
 - 第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方
 - 第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ
 - 第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項
 - 第2章 対策の基本項目等
 - 第3章 対策推進のための役割分担

- 【第3部 各論】**
- 第1章 実施体制
 - 第2章 情報提供・共有 **・リスクコミュニケーション**
 - 第3章 まん延防止
 - 第4章 **ワクチン**
 - 第5章 **保健**
 - 第6章 **物資**
 - 第7章 市民生活及び地域経済の安定の確保

7つの対策項目について、それぞれ以下の段階別に記載

1. 準備期
2. 初期期
3. 対応期

各発生段階における対策

発生段階	準備期	初期期	対応期
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・各関係機関の役割整理と連携強化 ・有事の際の指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の構成及び確認 ・人員の調整、縮小可能な業務の整理 ・研修や訓練を通じた課題の発見や改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・市の危機管理として事態を的確に把握 ・市民の生命及び健康を保護するための緊急かつ総合的な対応の実施 ・まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により、感染拡大のスピードやピークを抑制し、確保された医療提供体制に対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・市及び各関係機関における持続可能な対策の実施 ・柔軟な対策の実施体制の整備と見直し ・医療のひっ迫を回避、病原体の変異及びワクチン、治療法の開発等状況の変化に合わせた柔軟かつ機動的な対策の切り替え
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・実践的な訓練の実施 ・市行動計画の策定及び体制整備・強化 ・国及び地方公共団体等の連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置 ① 国・県が対策本部を設置と合わせて、市対策本部の設置を検討 ② 必要な人員体制の強化(全庁的な対応) ・迅速な対策の実施に必要な予算の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・国対策本部設置後における速やかな実施体制 緊急事態宣言時 ・直ちに市対策本部を設置 ・職員の派遣、応援への対応 ・必要な財政上の措置
情報提供・共有 リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・市における情報提供と共有【感染症に関する基本的な情報と感染対策、感染症の発生状況等の情報提供と共有】 ・偏見、差別の防止等に関する啓発・啓発 ・偽・誤情報に関する啓発及び正しい知識・情報の発信 ・迅速かつ一体的な情報提供と共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・市における情報提供と共有【あらゆる情報媒体を整備・活用し、感染症の特性や発生状況等の科学的知見等の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有】 ・双方向のコミュニケーションを実施 ① リスクコミュニケーション ② コールセンターの設置 ・偽・誤情報や偏見・差別等への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・市における情報提供・共有【初期期の対応に加え、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めた啓発、冷静な対応を促す】 ・双方向のコミュニケーションを実施 ① リスクコミュニケーション ② コールセンターの質問等を関係部局で共有、回答に反映 ・偽・誤情報や偏見・差別等への対応
まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進 ① 想定される対策の内容やその意義について周知 ② 基本的な感染対策方法の普及 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内におけるまん延防止 ・事業継続計画に基づく対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・まん延防止対策の内容 ① 市民:基本的な感染対策・テレワーク・オンライン会議の活用 ② 施設:施設における感染対策の強化 ③ 学校・保育施設:感染対策の実施に資する情報提供
ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種に必要な資機材の確保方法の確認 ・ワクチンの供給体制の想定 ・特定接種、住民接種体制の構築、DXの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種に必要な資機材の確保 ・特定接種、住民接種の体制確保、会場準備、各機関との調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチンと必要資材の供給 ・特定接種、住民接種の準備と実施 ・予防接種体制の構築と拡充、接種記録のシステム活用
保健	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、保健所に対する応援派遣要請があった場合に備え、人員体制を構築しておく。 		
物資	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策物資等の備蓄と定期的な備蓄状況の確認 		
市民生活及び地域経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・情報共有体制の整備 ・支援の実施に係る仕組みの整備 ・物資及び資材の備蓄 ・生活支援を要する者への支援等の準備 ・火葬能力等の把握・火葬体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者や市民等に対する感染対策等を呼びかけ ・退体の火葬・安置できる場所の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・心身への影響に関する施策(メンタルヘルス対策・孤立対策等) ・要配慮者等への生活支援 ・学校の臨時休業の際の学びの継続に関する取組 ・生活関連物資の価格の安定 ・埋葬・火葬の特例等 ・社会経済活動の安定に関する措置(事業所・ゴミ収集・上下水道)

※緊急事態宣言とは
国民の生命および健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活および国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められるとき、特措法第32条に基づき、政府対策本部が行う。

所管委員会	健康福祉常任委員会
所管課	長寿推進課 介護保険課

第10期ゴールドプランながはま21（長浜市高齢者保健福祉計画及び長浜市介護保険事業計画）の策定について（経過報告）

令和9～11年度の高齢者福祉施策・介護保険施策を一体的にまとめた高齢者に対する総合的な計画として、「第10期ゴールドプランながはま21」を策定します。

1. 経過報告

(1) 高齢者保健福祉審議会

- ①開催状況 令和7年8月から令和8年3月 3回開催
- ②会議内容 第9期の施策取組状況の評価、実態調査結果報告
第10期の施策の体系等について

(2) 実態調査の状況

- ①アンケート調査（実施期間：令和7年12月1日～令和8年1月15日まで）

○調査種別と概要

調査種別	調査対象	配布数	有効回答数（率）
高齢者実態調査	65歳以上の高齢者	6,436	4,479件（69.6%）
在宅介護実態調査	在宅介護サービス利用者	1,202	724件（60.2%）
高齢者保健福祉の推進に関する実態調査	医師	68	20件（29.4%）
	介護支援専門員	174	65件（37.4%）
	訪問看護師	135	68件（50.4%）
	介護サービス事業運営法人（事業所）	89	53件（59.6%）

○調査結果の抜粋（括弧内は、前回：令和4年度調査の結果内容）

【家族や生活状況】

「1人暮らし」 20.2%(18.1%) 「夫婦2人暮らし」 38.2% (35.4%)
「子供との二世帯」 23.8% (30.5%)

【外出頻度】

週1回 15.2% 週2～4回 44.3% 週5回以上 33.6% ほとんど外出しない 5.0%
(週1回 16.3% 週2～4回 43.4% 週5回以上 32.7% ほとんど外出しない 6.0%)

【外出する際の移動手段】

「自動車(自分で運転)」 72.3% (67.4%)
「徒歩」 41.8% (41.9%) 「自転車」 29.9% (34.6%)

【地域での活動】

・現在の就労状況 [新規質問]

「引退した」 41.0% 「職に就いたことがない」 6.4% 「非常勤」 17.5%

- 「常勤」 8.7% 「自営業・農業」 18.2%
- ・各種グループへの参加頻度 「参加していない」 平均 63.5% (52.3%)
- 活動意向 「是非参加したい」 7.7%(8.6%) 「参加してもよい」 50.9% (50.7%)
- 「既に参加している」 6.1% (7.3%)

【健康づくり】

- 転倒への不安 「とても不安」「やや不安」 62.1% (61.2%)
- 「あまり不安でない」「不安でない」 36.2% (37.2%)

【生活の不安】

- 「病気など健康状態」 67.9% (68.5%) 「買い物等の日常生活」 31.2% (36.3%)
- 「財産管理や相続」 10.5% (9.1%)

【エンディングノートの認知度】

- 「知っている」「聞いたことはある」 67.4% (62.4%) 「知らない」 27.1% (31.7%)
- 「作成済」「いずれ作成する」 70.8% (70.4%)

【たすけあい】

- 家族以外の相談する相手「医療関係者」 32.6% (29.8%)
- 「地域包括支援センター・市役所」 16.5% (13.1%)
- 「相談相手がいない」 32.4% (33.3%)

【相談窓口の認知度】

- 「地域包括支援センター」認知度 61.3% (56.5%)

【認知症】

- ・認知症に対するイメージ [新規質問]
 - 「施設に入ってサポートを利用することが必要になる」 42.7%
 - 「医療・介護などのサポートを利用しながら地域で生活していける」 42.1%
- ・相談先 「病院」 44.6% (41.6%) 「地域包括支援センター」 35.9% (31.2%)
- 「ケアマネジャー」 24.9% (23.3%)
- ・本市が「認知症になっても住み続けられるまち」だと思うか [新規質問]
 - 「住み続けられる」 14.4%
 - 「どちらかといえば住み続けられるまち」 25.0%
 - 「住み続けにくい」 5.0%
 - 「どちらかといえば住み続けにくい」 6.3%
 - 「どちらともいえない・無回答」 49.2%

【介護人材不足】

- ・人材確保の所感
 - 「介護報酬では人材確保・定着のための十分な賃金が払えない」 66.0% (61.0%)
 - 「良質な人材確保が困難」 56.6% (50.8%)
- ・介護離職の理由
 - 「給与面の待遇」 22.6%(25.4%) 「精神的・体力的負担」 20.8% (18.6%)
- ・生産性向上の取組みへの課題 [新規質問]
 - 「経費・費用負担」 73.6%
 - 「費用対効果が不明確」 32.1%
 - 「習得に時間を要す」 26.4%
- ・介護情報基盤整備 [新規質問]
 - 「導入予定」 5.7%
 - 「検討中(未定)」 69.8%

【介護サービス】

第10期中事業展開

「現状維持」 56.6% (57.6%) 「事業を拡充(縮小)」 9.4% (20.3%)

「未定」 34.0% (22.0%)

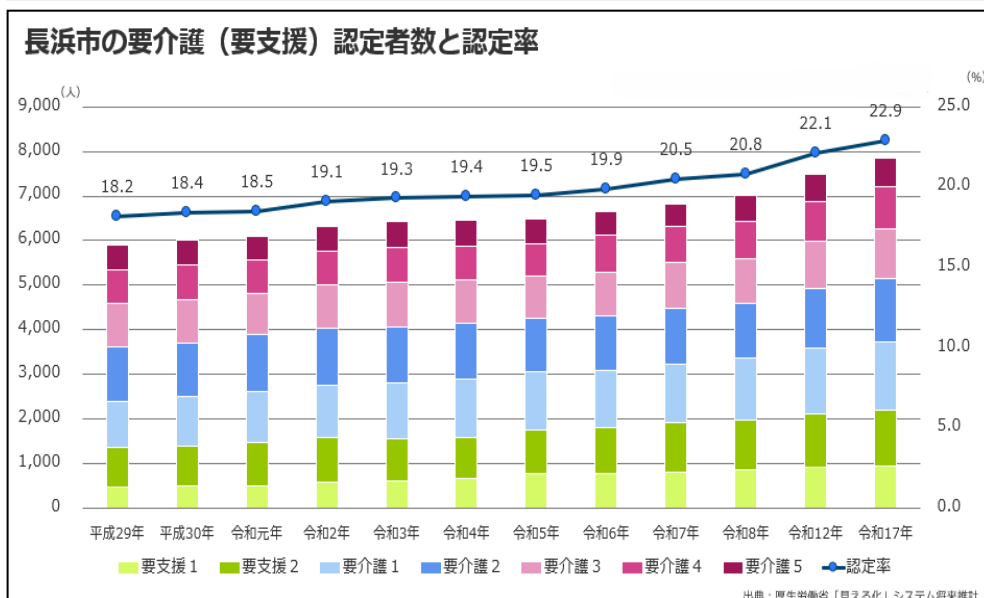
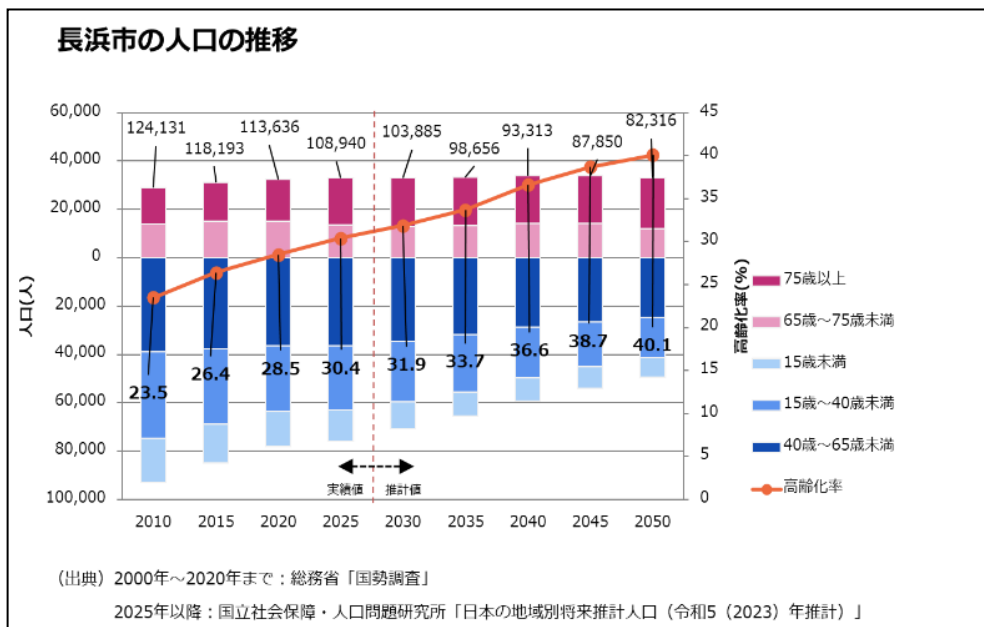
⇒「事業を拡充(縮小)」の内訳

「新設」 83.3% 「定員増」 16.7% ※縮小は無し

2. 実態調査等の現状分析から見える課題

(1) 地域で支えあう体制・ネットワークの強化

- ・令和8年4月1日現在 65歳以上の高齢者 33,448人 高齢者率 30.22%
- ・生産年齢人口(65歳未満)が減少し、高齢者(高齢化率)は増加するため、圏域ごとの人口及び年齢構成に応じた、地域のつながりで支え合い安心して暮らせる体制整備が必要
- ・要介護認定者数(認定率)の増加に伴う介護サービスの供給体制整備が必要



(2) 地域の居場所づくり

地域活動の活性化が求められ、従来型のサロン活動に加え、インターネットを活用したつながりや多世代が交流できる居場所や、高齢者のライフスタイルや価値観が多様化する中、個々の能力を活かす「通いやすい」居場所が必要

(3) 健康づくり、介護予防、疾病等の重症化予防の推進

転倒不安等の健康リスクが懸念され、重症化予防にむけたフレイル予防のための転倒予防教室等の普及や効果的な健康づくり事業の推進が必要

(4) 相談・支援体制の強化

相談窓口である地域包括支援センターの利用度、認知度は増加傾向にあるが、今後の、複雑・複合化した課題に対応するための重層的支援体制の構築と、地域住民に相談窓口としての周知が必要

(5) 高齢者の人権尊重・保護

頼れる身寄りのない高齢者等への支援体制が必要

(6) 認知症のある人が共生できる地域社会の充実

・認知症のある人や介護者を支え合うための具体的な活動や講座等を通じた啓発が必要

・本人や家族への寄り添った支援が必要

(7) 介護・福祉人材確保に向けた支援

・介護人材の不足がさらに深刻化する中で、外国人やシニア人材、介護未経験者等の介護分野への参入など、総合的な介護人材確保対策が必要

・ICTや介護ロボットの導入など、介護現場の職場環境改善に向けた事業者への支援体制が必要

(8) 適切な介護保険制度の運営

・高齢者の増加に伴い、介護予防の推進体制を進め、保険料上昇を抑制することが必要

・ケアプラン点検等の給付適正化の取組み体制整備と、介護人材の状況を考慮した計画的なサービス基盤の整備等、持続可能な保険料設定の両立が必要

3. 計画の方向性

これまでの取組を継続・深化する必要があることから、第10期においても「第9期ゴールドプランながはま21」の基本理念である『みんなで支え合い いきいきと暮らせるあたたかな長寿福祉のまち』を継承します。

第9期では、基本理念の実現を目指して5つの基本目標を設定して施策を推進しています。第10期においても5つの基本目標（第10期体系案：別紙1）については継続します。このうち、基本目標の1つである認知症に関する目標は、認知症基本法において自治体での策定が努力義務化された「認知症施策推進計画」と位置付け、記載を充実します。

基本目標に関連づける基本施策については、頼れる身寄りのない高齢者等への支援体制の構築といった新たな課題、介護予防・日常生活支援総合事業などの推進を図っていく事業など、個別の事業内容の検討を含め、見直しを図ることとします。

4. 介護保険料の改定（介護保険条例の改正）

介護保険料に係る第1号被保険者の区分及び当該区分に応じた保険料を設けます。
保険料率については、本計画により求めた介護給付費等の推計に基づき算定します。

【参考】第9期介護保険料基準額 6,570円／月額
段階設定 13段階

5. 今後のスケジュール

令和8年	6月	健康福祉常任委員会
	6月～1月	高齢者保健福祉審議会 (期間中4回開催予定、計画内容や介護保険料等について審議)
	11月	健康福祉常任委員会（パブリックコメント実施前）
	12月	パブリックコメント実施
令和9年	3月	市議会（計画案及び介護保険料条例の一部改正案提出）
	4月	第10期ゴールドプランながはま21計画期間開始

10期体系(案)

◆基本理念 みんなで支え合い いきいきと暮らせる あたかな長寿福祉のまち

基本目標	施策の方向性	基本施策	
① 地域のつながりで支え合い、安心して暮らせる体制の整備	1 地域で支えあう体制・ネットワークの強化	1 地域におけるネットワークの連携強化	
		2 地域福祉活動の担い手の育成	
		3 生活支援体制整備の推進	
		4 福祉意識の醸成と広報・啓発の充実	
		2 安心安全な住まい・生活環境の整備	
	1 高齢者の生活環境の充実	2 災害時・緊急時の安全対策の充実	
		3 地域の居場所づくり	
	1 地域の居場所の整備の推進		
	② 市民が自身の健康を意識し、生きがいを持って暮らせるまちづくり	1 高齢者の活動支援・生きがいづくり	1 社会参加の促進
			2 健康づくり、介護予防、疾病等の重症化予防の推進
1 健康づくり・介護予防の推進		2 健康づくり・介護予防の取組への支援	
		3 介護予防・日常生活支援総合事業の推進【新規】	
		③ 安心して暮らせる地域包括ケアシステムの推進	
1 在宅生活を支えるサービスの充実		1 自立生活支援サービスの確保	
		2 在宅医療・介護連携の推進	
2 相談・支援体制の強化		1 地域包括支援センターの充実	
3 高齢者の人権尊重・保護	1 権利擁護・成年後見制度の利用促進		
	2 高齢者虐待の防止と対応		
	3 頼れる身寄りのない高齢者等への支援体制の構築【新規】		
④ 認知症のある人が共生できる地域社会の推進	1 認知症についての正しい理解のための普及・啓発の推進	1 認知症の普及・啓発の推進	
		2 認知症のある人と家族等を支える取組みの充実	
	1 認知症のある人や介護者への支援、社会参加推進	2 意志決定への支援と権利利益の保護	
		3 認知症の予防から早期発見・早期対応体制の充実	
	1 認知症予防の推進	2 早期発見・早期対応のための相談体制の充実	
		4 認知症の人を含む誰もが安心して暮らせる地域づくり	
	1 認知症バリアフリーのまちづくり		
	2 認知症のある人の安心・安全対策		
	⑤ 持続可能な介護保険制度の運営	1 介護・福祉人材確保に向けた支援	1 多様な介護人材の確保
			2 介護人材の定着促進
			2 適切な介護サービスの確保
		1 介護サービスの確保	2 介護給付適正化の取組

所管委員会	健康福祉常任委員会
所管課	長寿推進課

長浜市高齢者福祉施設個別施設計画のパブリックコメントの実施について

1 目的

高齢者福祉施設（高齢者福祉センター：7か所、デイサービスセンター：10か所等）の老朽化が進んでおり、施設の方向性を定める必要があります。

本計画は、施設ごとの具体的な検討を通じて、市域全体としての施設の適正な機能、配置を見直し、計画的な維持管理と、市民サービスの確保の両立を図るものです。

2 計画期間 策定日から令和16年度まで

- | | | |
|------|--------|--|
| 3 経過 | 令和7年7月 | 健康福祉常任委員会（着手報告）
長浜市公共施設マネジメント推進委員会（着手報告）
長浜市高齢者保健福祉審議会（着手報告） |
| | 令和8年2月 | 長浜市高齢者保健福祉審議会（経過報告） |
| | 3月 | 長浜市公共施設マネジメント推進委員会（経過報告）
健康福祉常任委員会（経過報告） |

4 施設の課題と方向性

■高齢者福祉センター

高齢者の各種相談対応、健康の増進、教養の向上等の便宜を総合的に供与する施設として整備してきましたが、まちづくりセンターの開設やフィットネス関連サービスの普及、さらには高齢者の就業年齢の延長（就労を継続する高齢者の増加）、生活様式や嗜好の多様化などもあり、施設の利用者数や稼働率の伸び悩みが見られています。

いずれの施設も老朽化が進む中、厳しい財政状況においては、現状の施設数を単純に維持更新することは困難であるといえます。提供するサービスや施設が有する機能について適切に見直しを図り、地域福祉活動の機能については代替の場を確保しつつ、選択と集中のもと、効率的な維持管理を行っていく必要があります。

- ① 官民類似施設の立地状況を踏まえた施設の整理統合
- ② 施設の利用促進
- ③ 適正な維持管理、計画的な修繕の実施

■デイサービスセンター

介護保険制度発足時に行政主導で施設の設置と運営を行ってきましたが、民間事業者等が設置・運営する施設が大きく増えている状況にあります。

現時点における施設稼働率の状況と、民間の事業者が旧市町区域を越えて利用者の送迎をされていることをふまえると、デイサービスセンターの設置・運営を市の事業として今後も継続する必要性は低いと言えます。

一方で過疎地域や中山間地域においては、民間事業者だけではサービス量が確保できないため、公設のデイサービスはセーフティネットとして機能し、サービスを保証する役割を果たす必要があることから、施設の廃止等にあたっては、こうした役割及び利用者サービス基準の低下など生じることがないように、十分に配慮します。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 施設の廃止・集約の推進と、民間譲渡の検討 ② 利用者が引き続き安心して利用できる環境の確保 ③ 適正な維持管理、計画的な修繕更新の実施 |
|---|

5 機能の方向性と対策内容区分

施設ごとの方針は、その施設で提供している「機能（サービス）」を将来的に継続していくのかなどの方向性と、その機能の方向性に応じて建物自体をどうしていくのか（改修するのか）等の建物の対策により示します。

（１）機能（サービス）の方向性

提供している機能（サービス）の今後の方向性を、次のように区分します。

区分	機能の方向性
中長期維持	計画期間中（～令和 16 年度）を含む中長期間、機能を継続
維持	計画期間中（～令和 16 年度）機能継続を前提としつつ、老朽化度を考慮の上、施設のあり方を検討
廃止	計画期間中（～令和 16 年度）までに機能を廃止

（２）建物の対策

機能の方向性、建物の状態などに応じて、建物の対策を次のように区分します。

対策内容	考え方
長寿命化	耐用年数（目標使用年数）まで十分に使用するための改修工事等を実施
事後保全	長寿命化のための大規模改修工事等を行わず、安全を担保する最低限度の補修を行い、当面維持
解体・譲渡	用途廃止後の建物を解体、譲渡又は貸付
他部局調整	他部局の機能を含む複合施設内に開設しているため、施設全体のあり方を含め、所管部局のみで方向性を示せない

6 施設ごとの方向性と対策方針

※前期：R8（2026）～R12（2030） 後期：R13（2031）～R16（2034） 期間内：～R16（2034）

名称・施設	機能の 方向性	建物の 対策	実施時期		
			前期	後期	期間内
長浜東部福祉ステーション 【複合施設】					
高齢者福祉センター	維持	事後保全			
デイサービスセンター	中長期維持	長寿命化			
長浜西部福祉ステーション 【複合施設】					
高齢者福祉センター	維持	事後保全			
デイサービスセンター	中長期維持	長寿命化			
長浜北部福祉ステーション 【複合施設】					
高齢者福祉センター	維持	事後保全			
デイサービスセンター	中長期維持	長寿命化			
浅井福祉ステーション					
デイサービスセンター	廃止	解体・譲渡	●		
虎姫生きがいセンター ≪他部局機能 施設内併設≫					
デイサービスセンター	—	他部局調整			
湖北福祉ステーション					
高齢者福祉センター	廃止	解体		●	
デイサービスセンター	中長期維持	長寿命化			
高月福祉ステーション 【複合施設】					
高月高齢者福祉センター	維持	事後保全			
デイサービスセンター	中長期維持	長寿命化			
木之本福祉ステーション 【複合施設】					
高齢者福祉センター	廃止を含め検討	解体・譲渡			●
デイサービスセンター	廃止を含め検討	解体・譲渡			●
余呉福祉ステーション ≪他部局機能 施設内併設≫					
高齢者福祉センター	廃止 (貸館機能継続)	他部局調整	●		
デイサービスセンター	中長期維持	他部局調整			
西浅井福祉ステーション					
デイサービスセンター	中長期維持	長寿命化			

7 今後の予定

令和8年6月 パブリックコメント

7～8月 長浜市公共施設マネジメント推進委員会（最終案報告）

長浜市高齢者保健福祉審議会（最終案報告）

9月 健康福祉常任委員会（最終案報告）・策定